

大村市立大村中学校いじめ防止基本方針

【 学校基本方針の目的 】

いじめの問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より 抜粋

【 めざす児童・生徒像 】

校訓「自主」「創造」「敬愛」に照らし合わせて、次のとおり「めざす生徒像」を設定する。

自主：明るく元気で、自ら求めて行動する生徒

創造：進んで学び考え、未来を創り出す生徒

敬愛：思いやりの心を持ち、共に協調する生徒

【 いじめ対策委員会 】

本校においては、現在も毎週1回開催している「生徒指導部会」と「支援委員会」とを機能的にリンクさせ、「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のそれぞれについて、適切な情報収集・分析・対応に努めるものとする。また、状況に応じて、スクールカウンセラーや外部機関等の協力や助言を得ながら対応に当たる。

いじめ対策委員会

生徒指導部会

校長 教頭 生徒指導主事
各学年生徒指導担当 養護教諭

支援委員会

校長 教頭 特別支援コーディネーター
各学年教育相談担当 養護教諭

スクールカウンセラー

心の教室相談員

外部機関 等

【 P T A 及び関係機関等との連携 】

P T A との連携においては、次の3点に力を入れる。

- ① P T A 総会や学年・学級 P T A 等において、学校としての「いじめ問題」への姿勢を説明する。
- ② P T A 新聞において、家庭教育の大切さを啓発する内容を掲載する。
- ③ いじめ防止に資するような講演会等の場の設定を探る。

生徒会活動においては、次の2つの取組を中心としながら、生徒に自浄力が備わることを目指す。

- ① 平和集会、人権集会等の開催に際して、全校生徒を巻き込んだ取組を展開する。
- ② あいさつ運動や履き物並べ運動、掃除コンクールなどの取組に全校一丸となって取り組む。